

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月2日

徳島県警察本部長



記

1 意見の聴取期日

令和8年2月10日

2 意見の聴取場所

板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1
徳島県運転免許センター2階 意見の聴取・聴聞室

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月2日

徳島県警察本部長



記

1 聴聞期日

令和8年2月10日

2 聴聞場所

板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1
徳島県運転免許センター2階 意見の聴取・聴聞室